

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から48まで （略）			
48 の 2	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（当該建築物を建築する場合（48の3の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査	建築物の建築に関する計画通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額） 30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで （略）
48 の 3	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項に	適合することを認められた	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1 から48まで （略）				
48 の 2	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（当該建築物を建築する場合（48の3の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査	建築物の建築に関する計画通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額） 30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで （略）	字句の改正
48 の 3	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項に	適合することを認められた	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加	

	<p>において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画(適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。))に限る。)の通知に対する審査</p>	<p>建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	<p>する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、48の2の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>
<p>48 の 4</p>	<p>建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画(建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する</p>	<p>建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する</p>	<p>当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降</p>

	<p>において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画(適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。)に限る。)の通知に対する審査</p>	<p>建築物の計画の変更をする建築物の建築に関する計画通知手数料</p>	<p>する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、48の2の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>48 の 4</p>	<p>建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画(建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する</p>	<p>建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する</p>	<p>当該移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降</p>	<p>字句の改正</p>

	る場合（48の5の項に掲げる場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査	る計画通知手数料	機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)
48の5	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)
48の6から48の10まで （略）			
48の11	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含

	る場合（48の5の項に掲げる場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査	る計画通知手数料	機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)	
48の5	建築基準法第18条第3項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等に関する計画（適合することを認められた建築物の計画の変更をして当該建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合に限る。）の通知に対する審査	適合することを認められた建築物の計画の変更をして建築物を同一敷地内において移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する建築物の建築に関する計画通知手数料	当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の2の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)	字句の改正
48の6から48の10まで（略）				
48の11	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含	字句の改正

	を建築した場合 (48の15の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した場合を除く。)に限る。)の通知に対する審査		まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額) 30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)
48 の 12	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合(48の16の項に掲げる場合を除く。)に限る。)の通知に対する審査	建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の11の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額)
48 の 13	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第18条第17項の規定に	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)から昇降機及び小荷物専用昇降機以外の建築設備まで (略)

	を建築した場合（48の15の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転した場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査		まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額） 30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで（略）	
48 の 12	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（48の16の項に掲げる場合を除く。）に限る。）の通知に対する審査	建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の11の項に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額）	字句の改正
48 の 13	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機（同法第87条の4に規定するものに限る。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第21項の規定に	建築設備の設置に関する工事完了通知手数料	昇降機（小荷物専用昇降機を除く。）から昇降機及び小荷物専用昇降機以外の建築設備まで（略）	字句の改正 字句の改正

	基づく建築設備に関する工事完了（48の17の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査		
48 の 14	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1件 9,600円 につき
48 の 15	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。48の16の項及び48の17の項	中間検査を受けた建築物の築造に関する工事完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額） 30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで（略）

	基づく建築設備に関する工事完了（48の17の項に掲げる場合を除く。）の通知に対する審査				
48 の 14	建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第21項の規定に基づく工作物に関する工事完了の通知に対する審査	工作物の築造に関する工事完了通知手数料	1 件 に つ き	9,600円	字句の改正
48 の 15	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了（当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の通知（当該通知が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合に限る。48の16の項及び48の17の項	中間検査を受けた建築物の築造に関する工事完了通知手数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額）	30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで（略）	字句の改正

	において同じ。)に対する審査		
48 16	建築基準法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に限る。)の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の同一敷地内における移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の15の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額)
48 17	建築基準法第18条第17項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する工事完了の通知に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)及び小荷物専用昇降機(略)
48 18	建築基準法第18条第20項の規定に基づく建築物に関する特定工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の19の項に掲げる額の手数

	において同じ。)に対する審査			
48 16	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該建築物を同一敷地内において移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合に限る。)の通知に対する審査	中間検査を受けた建築物の同一敷地内における移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に関する工事完了通知手数料	当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、48の15の項に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額)	字句の改正
48 17	建築基準法第18条第21項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)に関する工事完了の通知に対する審査	中間検査を受けた昇降機に関する工事完了通知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)及び小荷物専用昇降機(略)	字句の改正
48 18	建築基準法第18条第29項の規定に基づく建築物に関する特定工事終了の通知に対する審査	建築物に関する特定工事終了通知手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の19の項に掲げる額の手数	字句の改正

			料を加えた額)
			30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)
48 19	建築基準法第18条第20項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に関する特定工程工事終了通知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)から昇降機及び小荷物専用昇降機以外の建築設備まで (略)
48 20	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	工作物に関する特定工程工事終了通知手数料	1件につき9,100円
48 21	建築基準法第18条第24項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用す	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	1件につき126,000円

			料を加えた額)	
			30平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)	
48 の 19	建築基準法第18条第29項の規定に基づく昇降機(同法第87条の4に規定するものに限る。)又は同法第87条の4において準用する同法第18条第29項の規定に基づく建築設備に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	建築設備に関する特定工程工事終了通知手数料	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。)から昇降機及び小荷物専用昇降機以外の建築設備まで (略)	字句の改正
48 の 20	建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第29項の規定に基づく工作物に関する特定工程工事終了の通知に対する審査	工作物に関する特定工程工事終了通知手数料	1件 9,100円 につき	字句の改正
48 の 21	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用す	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	1件 126,000円 につき	字句の改正

る場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	手数料	
49から106まで (略)		

付 則

この条例は、公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行による建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。

る場合を含む。 む。)の規定に 基づく仮使用の 認定の申請に対 する審査	手数料		
49から106まで (略)			